

○議長（茅沼隆文）

続いて、日程第3 議案第9号 開成町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の交付により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が一部改正されたため、町条例においても所要の改正をしたいので、開成町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

それでは、議案を朗読させていただきます。

議案第9号 開成町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成30年3月6日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、本条例の概要について御説明させていただきます。

国におきましては、今般の介護報酬等の改定とあわせて、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等、こちらを改正しております。これを受けまして、制定をしております開成町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、こちらについても所要の改正を行うものでございます。

各サービス系列ごとに、主な改正点を御説明させていただきます。

まず、訪問系サービスの基準でございますが、訪問介護・看護の一つであります定期巡回随時対応型訪問介護・看護事業と、夜間対応型の訪問介護事業に係りますオペレーターの基準、オペレーターといいますのは、通報に基づいて利用者からの通報を受けて対応等を行う方でございますが、そちらの基準が見直されております。

次に、通所系のサービスの基準でございますが、新たに障がい福祉制度との連携の面から共生型地域密着型通所介護、こちらの基準が設定されました。また、指定療養通所介護について、定員数の見直しが行われております。

次に、多機能型サービス、こちらの基準でございますが、看護小規模多機能型居宅介護、こちらの指定基準についての一部緩和やサテライト事業所、サテライト事業所と申しますのは、本体の事業所と離れて支店のような形で行われる事業所のことでございますが、こちらの基準が創設をされました。

次に、居住系のサービスでございますけれども、地域密着型特定施設入居者生活介護、あるいは認知症対応型共同生活介護、こちらにおいて身体的拘束等の適性化が規定をされております。

次に、施設系のサービスでございますが、こちらも同様に身体的拘束等の適正化が規定されております。

さらに、これらのサービスを行う事業所として、新たに介護医療院が追加をされております。この介護医療院でございますが、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律、こちらが施行されて、これにより介護保険法が改正をされ、平成30年4月1日より介護施設として新たに介護医療院というものが創設をされるものでございます。

介護医療院の定義でございますが、主として、長期にわたり療養が必要である要介護者に対して、療養の管理、医学的管理のもとに受ける介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設と定義されております。現行の介護施設の中で介護療養型医療施設というのがございますが、こちらが廃止の方向となっております、その転換先の一つとなるものと位置づけられております。

それでは、議案の1ページをご覧ください。

開成町条例第 号。

開成町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例。

開成町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年開成町条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表をご覧ください、右が改正前、左が改正後でございます。

初めに目次でございます。2ページをご覧ください。2ページ、第3章の2に地域密着型通所介護の第5節として、先程、申しあげた共生型地域密着型サービスを位置づけております。共生型サービスでございますが、高齢者と障がい児・者が同一事業所でサービスを受けやすくするために、介護保険制度と障がい福祉制度に新たに位置づけられたものでございます。地域共生社会の実現を目的に昨年5月に成立した先程の地域包括ケア強化法、こちらで規定されました。

次の第6節は条項のずれでございますので、ちょっととびまして4ページをご覧ください。第2条の定義になります。こちらの第6号として、先程の共生型地域密着型サービスを定義しております。

第6条は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護・看護従業者の員数についての規定

でございます。

5 ページの第 2 項になりますけれども、オペレーターの資格として、訪問介護のサービス提供責任者、こちらは 3 年以上の経験が必要となっていたものを 1 年以上に変更しております。オペレーターは、利用者からの通報により電話や I C T 機器等により応対や訪問などの随時対応を行う方でございます。

次に、第 5 項でございます。第 5 項では、「午後 6 時から午前 8 時までの間において」、こちらの部分を削除しております。こちら、日中と夜間、早朝におけるコール数等の状況に大きな変化が見られないということがあり、改正をされた部分でございます。

また、1 2 号として、先程の介護医療院が追加されております。

次の第 7 項、それと次のページの第 8 項についても同様に、先程の午後 6 時から午前 8 時までの間の時間帯の部分を削除しているものでございます。

7 ページをご覧くださいまして、第 3 2 条第 3 項も同様に、時間帯の部分の削除となっております。

7 ページの第 3 9 条、地域との連携等についてでございます。こちらは、利用者や家族、地域住民、その他関係者から構成されます介護・医療連携推進会議、こちらの開催頻度について規定している部分でございますが、こちらを年 4 回から年 2 回に緩和されて変更されているものでございます。

また、第 4 項では、地域の利用者に対してもサービス提供を行わなければならないことを明確化しているものでございます。

8 ページをご覧ください。

第 4 7 条第 2 項でございますが、こちら先程同様、オペレーターの経験年数の改正となっております。

次の第 5 節、こちらが共生型地域密着型サービスに関する基準の新設となります。第 5 9 条の 2 0 の 2 としておりますけれども、地域密着型通所介護に係ります共生型地域密着型サービスの事業基準を規定している部分です。共生型通所介護につきましては、障がい福祉制度側で生活介護や自立訓練、児童発達支援、また放課後等デイサービス、こちらの指定を受けた事業所であれば基本的に共生型通所介護の指定を受けられるものでございます。

ちょっととんでいただきまして、1 0 ページの第 5 9 条の 2 0 の 3、こちらは準用規定でございますので省略をさせていただき、1 1 ページをご覧ください。

1 1 ページの一番下のところ、第 5 9 条の 2 5 でございます。こちらは、指定療養通所介護事業所の利用定員の規定でございます。療養通所介護事業所では障がい福祉サービスであります重症心身障がい児・者を通わせている児童発達支援等を実施しておりますけれども、さらに地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進する観点から、現在の定員数 9 人を 1 8 人まで引き上げるものでございます。

1 2 ページの第 5 9 条の 2 7、それと第 5 9 条の 3 8、こちらは文言整理でございますので御説明を省略させていただきまして、1 3 ページの第 6 1 条になります。こ

これらの介護医療院が新たに追加をされております。

次の第65条でございますが、ユニット型の指定地域密着型介護老人福祉施設、ユニット型の地域密着型の特別養護老人ホームでございますけれども、こちらに設置した共用型の指定認知症対応型通所介護事業所の規定を追加しております。

16ページまでとんでいただきまして、16ページの第82条第6項の下の表、それと18ページの第83条、84条、同103条、ちょっととんで19ページの111条、112条でございますが、それぞれ介護医療院を追加している部分でございます。

すみません。19ページの説明になりますが、一番下の117条第7項、こちらは新設条項でございます。指定認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームでございますが、こちらの身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から基準を見直されたもので、身体的拘束等の適正化のための対策検討の委員会や指針の整備、及び研修について規定をしております。

20ページをご覧ください125条第3項、21ページの130条第4項及び130条第7項、こちらにも新たな介護医療院を追加するものでございます。

ちょっととんでいただきまして、22ページをご覧ください。

第138条第6項でございますが、こちらは新設条項でございますが、こちらにも指定地域密着型特定施設入居者の生活介護について、身体的拘束等の適正化基準を同様に見直したものでございます。

次の151条第3項でございますが、指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者の員数の規定ですけれども、ユニット型施設を併設する場合の基準について整理を行っている部分でございます。

23ページの第4項及び一番下の第8項は、介護医療院等を追加しております。

24ページをご覧ください。

24ページをご覧くださいまして、第153条も介護医療院の追加でございます。

157条第6項、こちらにも新設条項となっておりますが、こちらは指定地域密着型の介護老人福祉施設入居者生活介護において、身体的拘束等の適正化基準を見直しているものでございます。

25ページをご覧ください、第165条の2、こちらは新設条項でございますが、入所者の医療ニーズへの対応策として緊急時の対応方法を定めている部分でございます。

次の168条も、第6号に緊急時における対応方法を定める旨を追加しています。

次の182条第8項は新設条項で、こちらはユニット型の指定地域密着型介護老人福祉施設についても、同様に身体的拘束等の適正化基準を見直しているものでございます。

26ページをご覧ください。

26ページの第186条第7号も、緊急時の対応方法を定めたものを追加しているものでございます。

第191条でございますが、こちらは、サービス供給と効率化の観点からサテライト型の看護小規模多機能型居宅介護事業所について規定しておりまして、従業者の員数等の規定を改正するものでございます。

28ページをご覧ください。

28ページの第6項でございます。こちらは、宿泊サービスに係る宿直勤務等従業者の規定になります。

次の第7項は、介護医療院の追加となります。

次の第8項から第10項の規定は、サテライト型の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る人員の規定を新設しているものでございます。

30ページをご覧いただいて、第13項、こちらは介護支援専門員の代替規定となっております。

31ページをご覧ください。

31ページの192条第2項は、管理者の規定でございます。

また、第3項及び32ページの第193条は、介護医療院を追加しております。

32ページをご覧いただきまして、第194条でございますが、サテライト型の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員及び利用定員を規定しております。

33ページの第195条は設備の兼用の規定、第199条は管理者の資格条項の規定となっております。

34ページをご覧ください。

34ページの第202条は、準用規定でございます。

35ページの附則についてです。

介護医療院が新設されたことに伴いまして、介護療養病床の転換期限が、これまで平成30年3月31日まででしたが6年延長されました。そのことによる改正と、37ページの18及び38ページの19において、転換後の従業者の数及び設備基準の緩和が規定をされております。

38ページをご覧ください。

一番下の附則でございます。施行期日ですが、この条例は平成30年4月1日から施行いたします。

御説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

9番、井上議員。

○9番（井上三史）

9番、井上です。

基本的なことを1点ほど、初めですので教えていただきたいと思います。20ページの一番上でございますけれども、身体的拘束等の適正化でございますけれども、この「身体的拘束」という言葉が、ほかにも、22ページにも出てくるわけでございますけれども、身体的拘束というのはどういう拘束を指しているのでしょうか。それ

から、「適正化」という言葉が出てくるということは、不適切なこともあったのではないかなと思いますけれども、この辺のところを説明いただければと思います。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

お答えいたします。

拘束につきましては、定義としては幅広いものでございますけれども、大きく二つに分けて、一つが物理的な体の拘束、例えば、ベッドから動けないようにするとか、あるいは移動できないようにする、そのような形で固定させてしまう体の物理的なもの。それと、もう一つが精神的なものといいますか、例えば言葉による暴力とか、そういうものも含めて拘束と言っております。

こちらの適正化ということでございますが、先程の身体的拘束の体の固定とか、そういうもので例として申しあげますと、全てだめということではなくて、どうしても必要な場合、御家族等の承認をいただいて時間を決めて行う、そういうことになっております。必ずしも100%だめということではないのですけれども、適正化といいますのは、身体的拘束を行う場合に、どういう形で拘束を行うか、及びその時間、あるいは利用者のそのときの心身の状況等、また緊急やむを得ない理由、こちらについてしっかりと記録をするということです。また、拘束等を行う場合には、その対策を検討する委員会等を設けて、結果等について、従業者と職員がミーティングを行って周知徹底とか、あるいは情報交換を行った上でやらなければいけないとなっているわけでございます。

また、もう一つが適正化のための指針をしっかりと施設側で整備をしたり、あるいは職員に対して定期的に研修を行う、このようなことも必要なこととされておりました、それらを含めて適正化と言っております。適正でないというのは、こちらから外れているということになりますので、具体的にいえば指針がないとか、あるいは時間を全然記録していないとか、そういうものにつきましては私どもが具体的に事業所指導の場合には指摘をするわけでございますけれども、その辺について、指定の際にもしっかりとその辺について確認をする、そういう趣旨でございます。

○議長（茅沼隆文）

よろしいですか。井上議員。

○9番（井上三史）

そうしますと、今後の高齢化社会の中で、このような施設を利用するような方々が、このような点からトラブルとか、そういうものも大分予測されてくるのかなと、そんな印象を受けました。ありがとうございました。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑はございますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

(「なし」という者多数)

○議長（茅沼隆文）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第9号 開成町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって可決いたしました。